別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

公文書管理法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】~【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には公文書館に移管するものとする。

- 【I】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、 決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【IV】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置 (移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(4)に沿って行う。

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。

事項		業務の区分	保存期間満了時の措置
法令	法令の制定又は改廃及びその経緯		
1	法律の制定又	(1)立案の検討	移管
	は改廃及びそ	(2)法律案の審査	
	の経緯	(3)他の行政機関への協議	
		(4)閣議	
		(5)国会審議	

		(6)官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	
2	条約その他の	(1)締結の検討	移管(経済協力関係等で定
	国際約束の締	(2)条約案の審査	型化し、重要性がないもの
	結及びその経	(3)閣議	は除く。)
	緯	(4)国会審議	
		(5)締結	
		(6)官報公示その他の公布	
3	政令の制定又	(1)立案の検討	移管
	は改廃及びそ	(2)政令案の審査	
	の経緯	(3)意見公募手続	
		(4)他の行政機関への協議	
		(5)閣議	
		(6)官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	
4	内閣府令、省令	(1)立案の検討	移管
	その他の規則	(2)意見公募手続	
	の制定又は改	(3)制定又は改廃	
	廃及びその経	(4)官報公示	
	緯	(5)解釈又は運用の基準の設定	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)		らに準ずるものを含む。)の	
決定又は了解及びその経緯		経緯	
5	閣議の決定又	(1)予算に関する閣議の求め及び予	移管
	は了解及びそ	算の国会提出その他の重要な経	
	の経緯	緯	
		(2)決算に関する閣議の求め及び決	
		算の国会提出その他の重要な経	
		緯	
		(3)質問主意書に対する答弁に関す	
		る閣議の求め及び国会に対する	
		答弁その他の重要な経緯	
		(4)基本方針、基本計画又は白書そ	
		の他の閣議に付された案件に関	
		する立案の検討及び閣議の求め	
		その他の重要な経緯(1の項か	

ら4の項まで及び5の項(1)から (3)までに掲げるものを除く。)	6			
6 関係行政機関 の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解に関する立案 を含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	6		ら4の項まで及び5の項(1)から	
の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解に関する立案のとは了解及びその経緯 7 省議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解に関する立案があるのを含む。この項において同じ。)の決定又は了解に関する立案があるのを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機関による申合せに関 移管	6		(3)までに掲げるものを除く。)	
れる会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯 7 省議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解に関する立案があるのを含む。この項において同じ。)の決定又は了解に関する立案があるのを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管		関係行政機関	関係行政機関の長で構成される会	移管
に準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯 7 省議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解に関する立案があるのを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管		の長で構成さ	議の決定又は了解に関する立案の	
を含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯 7 省議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解に関する立案があるのでは、この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機関による申合せに関 移管		れる会議(これ	検討及び他の行政機関への協議そ	
において同じ。)の決定又は了解に関する立案 移管 の経緯		に準ずるもの	の他の重要な経緯	
じ。)の決定又は了解及びその経緯 7 省議(これに準 省議の決定又は了解に関する立案 移管 がるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解 及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管		を含む。この項		
は了解及びその経緯 7 省議(これに準 省議の決定又は了解に関する立案 移管 がるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解 及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管		において同		
の経緯 7 省議(これに準 省議の決定又は了解に関する立案 移管 ずるものを含 の検討その他の重要な経緯 む。この項にお いて同じ。)の 決定又は了解 及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管		じ。)の決定又		
7 省議(これに準 省議の決定又は了解に関する立案 移管 ずるものを含 の検討その他の重要な経緯 む。この項において同じ。)の 決定又は了解 及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 複数の行政機関による申合せに関 移管		は了解及びそ		
ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機関による申合せに関 移管		の経緯		
む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管	7	省議(これに準	省議の決定又は了解に関する立案	移管
いて同じ。)の 決定又は了解 及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基 準の設定及びその経緯 8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管		ずるものを含	の検討その他の重要な経緯	
決定又は了解 及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管		む。この項にお		
及びその経緯 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 複数の行政機関による申合せに関 移管		いて同じ。) の		
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管		決定又は了解		
準の設定及びその経緯 8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管		及びその経緯		
8 複数の行政機 複数の行政機関による申合せに関 移管	複数	の行政機関による	申合せ又は他の行政機関若しくは地	方公共団体に対して示す基
	準の	設定及びその経緯	<u>t </u>	
	8	複数の行政機	複数の行政機関による申合せに関	移管
│ │ │ 関による申合 │ する立案の検討及び他の行政機関 │		関による申合	する立案の検討及び他の行政機関	
せ及びその経 への協議その他の重要な経緯		せ及びその経	への協議その他の重要な経緯	
緯				
9 他の行政機関 基準の設定に関する立案の検討そ 移管		一		
に対して示すの他の重要な経緯	9		基準の設定に関する立案の検討そ	移管
基準の設定及	9	他の行政機関		移管
びその経緯	9	他の行政機関に対して示す		移管
10 地方公共団体 基準の設定に関する立案の検討そ 移管	9	他の行政機関 に対して示す 基準の設定及		移管
に対して示すの他の重要な経緯		他の行政機関 に対して示す 基準の設定及 びその経緯	の他の重要な経緯	
基準の設定及		他の行政機関 に対して示す 基準の設定及 びその経緯 地方公共団体	の他の重要な経緯 基準の設定に関する立案の検討そ	
びその経緯		他の行政機関 に対して示す 基準の設定及 びその経緯 地方公共団体 に対して示す	の他の重要な経緯 基準の設定に関する立案の検討そ	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯		他の行政機関 に対して示す 基準の設定及 びその経緯 地方公共団体 に対して示す 基準の設定及	の他の重要な経緯 基準の設定に関する立案の検討そ	
11 個人の権利義 (1)行政手続法第2条第8号口の審 移管	10	他の行政機関 に対して示及 びその経緯 地方公共団体 に対して示す 基準の設定な びその経緯	の他の重要な経緯 基準の設定に関する立案の検討そ の他の重要な経緯	
務の得喪及び 査基準、同号ハの処分基準、同	10	他の行政機関 に対して示及 びその経緯 地方公共団体 に対して示立 基準の設定 びその経緯 又は法人の権利義	の他の重要な経緯 基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯 務の得喪及びその経緯	移管
その経緯 号二の行政指導指針及び同法第	10	他の行政機関 に対して 基準の設定 びその経緯 地方公共団体 に対して 事の経緯 びその経緯 又は法人の権利義 個人の権利義	の他の重要な経緯 基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯 務の得喪及びその経緯 (1)行政手続法第2条第8号ロの審	移管
6条の標準的な期間に関する立	10	他の行政機関 に対して 基準の経緯 地方の経緯 地方して 設緯 地方して 設 をの と で で と で と で と で と で と で と で と で と で	の他の重要な経緯 基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯 務の得喪及びその経緯 (1)行政手続法第2条第8号ロの審 査基準、同号ハの処分基準、同	移管

		案の検討その他の重要な経緯	
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管(それ以
			外は廃棄。以下同じ。)
			・国籍に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
		(4)補助金等の交付に関する重要な	以下について移管
		 経緯	・補助金等の交付の要件に
			関する文書
		(5)不服申立てに関する審議会等に	以下について移管
		おける検討その他の重要な経緯	・法令の解釈やその後の政
			策立案等に大きな影響を
			与えた事件に関するもの
			・審議会等の裁決等につい
			て年度ごとに取りまとめ
			たもの
		(6)国又は行政機関を当事者とする	以下について移管
		訴訟の提起その他の訴訟に関す	・法令の解釈やその後の政
		る重要な経緯	策立案等に大きな影響を
			与えた事件に関するもの
12	法人の権利義	(1)行政手続法第2条第8号ロの審	移管
	務の得喪及び	査基準、同号ハの処分基準、同	
	その経緯	号二の行政指導指針及び同法第	
		6条の標準的な期間に関する立	
		案の検討その他の重要な経緯	
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管
			• 運輸、郵便、電気通信事
			業その他の特に重要な公
			益事業に関するもの
			・公益法人等の設立・廃止
			等、指導・監督等に関す
			るもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
		(4)補助金等の交付(地方公共団体	以下について移管
		に対する交付を含む。)に関する	・補助金等の交付の要件に
		重要な経緯	関する文書
		(5)不服申立てに関する審議会等に	以下について移管

	Г		
		おける検討その他の重要な経緯	・法令の解釈やその後の政
			策立案等に大きな影響を
			与えた事件に関するもの
			・審議会等の裁決等につい
			て年度ごとに取りまとめ
			たもの
		(6)国又は行政機関を当事者とする	以下について移管
		訴訟の提起その他の訴訟に関す	・法令の解釈やその後の政
		る重要な経緯	策立案等に大きな影響を
			与えた事件に関するもの
職員	の人事に関する事	項	
13	職員の人事に	(1)職員の任免、進退、身分、賞罰	廃棄
	関する事項	又は恩給及び給与に関するもの	※別表第1の備考二に掲げ
		で重要な経緯	るものも同様とする。
		(2)人事評価実施規程の制定又は変	(ただし、閣議等に関わる
		更及びその経緯	ものについては移管)
		(3)職員の旅行命令に関する重要な	
		経緯	
		(4)国家公務員の再就職の届出	
		(5)職員の研修の実施に関する計画	
		の立案の検討その他の職員の研	
		修に関する重要な経緯	
		(6)職員の兼業の許可に関する重要	
		な経緯	
		(7)退職手当の支給に関する重要な	
		経緯	
その	その他の事項		
14	告示、訓令、通	(1)告示及びその他の規則の立案の	廃棄
	達及びその他	検討その他の重要な経緯(1の	
	の規則の制定	項から 13 の項までに掲げるも	
	又は改廃及び	のを除く。)	
	その経緯	(2)訓令、通達及びその他の規則の	以下について移管
		立案の検討その他の重要な経緯	行政文書管理規則その他
		(1の項から 13 の項までに掲	の重要な訓令、通達及び
		げるものを除く。)	その他の規則の制定又は
			改廃のための決裁文書
	1	ı	1

15 予算及び決算 (1)歳入、歳出、継続費、繰越明許 以下について移管 に関する事項 費及び国庫債務負担行為の見積 財政法第17条第2項の規 に関する書類の作製その他の予 定による歳入歳出等見積 算に関する重要な経緯(5の項 書類の作製の基礎となっ (1)及び(4)に掲げるものを除く。) た方針及び意思決定その 他の重要な経緯が記録さ れた文書(財務大臣に送 付した歳入歳出等見積書 類を含む。) ·財政法第20条第2項の予 定経費要求書等の作製の 基礎となった方針及び意 思決定その他の重要な経 緯が記録された文書(財 務大臣に送付した予定経 費要求書等を含む。) ・上記のほか、行政機関に おける予算に関する重要 な経緯が記録された文書 以下について移管 (2)歳入及び歳出の決算報告書並び に国の債務に関する計算書の作 財政法第37条第1項の規 製その他の決算に関する重要な 定による歳入及び歳出の 経緯(5の項(2)及び(4)に掲げる 決算報告書並びに国の債 ものを除く。) 務に関する計算書の作製 の基礎となった方針及び 意思決定その他の重要な 経緯が記録された文書 (財務大臣に送付した歳 入及び歳出の決算報告書 並びに国の債務に関する 計算書を含む。) ·財政法第37条第3項の規 定による継続費決算報告 書の作製の基礎となった 方針及び意思決定その他

の重要な経緯が記録され

	Т		T
			た文書(財務大臣に送付
			した継続費決算報告書を
			含む。)
			・財政法第35条第2項の規
			定による予備費に係る調
			書の作製の基礎となった
			方針及び意思決定その他
			の重要な経緯が記録され
			た文書(財務大臣に送付
			した予備費に係る調書を
			含む。)
			・上記のほか、行政機関に
			おける決算に関する重要
			な経緯が記録された文書
16	機構及び定員	機構及び定員の要求に関する重要	移管
	に関する事項	な経緯	
17	独立行政法人	(1)独立行政法人通則法その他の法	移管
	等に関する事	律の規定による中期目標の制定	
	項	又は変更に関する立案の検討そ	
		の他の重要な経緯	
		(2)独立行政法人通則法その他の法	
		律の規定による報告及び検査そ	
		の他の指導監督に関する重要な	
		経緯	
18	政策評価に関	政策評価法第6条の基本計画の立	移管
	する事項	案の検討、政策評価法第10条第1	
		項の評価書の作成その他の政策評	
		価の実施に関する重要な経緯	
19	公共事業の実	直轄事業として実施される公共事	以下について移管
	施に関する事	業の事業計画の立案に関する検	・総事業費が特に大規模な
	項	討、関係者との協議又は調整及び	事業(例:100億円以上)
		事業の施工その他の重要な経緯	については、事業計画の
			立案に関する検討、環境
			影響評価、事業完了報告、
			評価書その他の重要なも
			の
			<u> </u>

・総事業費が大規模	L 10
(例:10億円以上	
いては、事業計画	
に関する検討、事	業完了
報告、評価書その	他の特
に重要なもの	
・工事誌	
20 栄典又は表彰 栄典又は表彰の授与又ははく奪の 以下について移管	
に関する事項 重要な経緯(5の項(4)に掲げるも ・栄典制度の創設・	改廃に
のを除く。) 関するもの	
・叙位・叙勲・褒章 <i>0</i>	選考・
決定に関するもの	
・国民栄誉賞等特に	重要な
大臣表彰に係るも	の
・国外の著名な表彰	の授与
に関するもの	
21 国会及び審議 (1)国会審議(1の項から20の項ま 以下について移管	
会等におけるでに掲げるものを除く。)・大臣の演説に関す	るもの
審議等に関す・会期ごとに作成さ	れる想
る事項 定問答	
(2)審議会等(1の項から20の項ま 移管(部会、小委員	会等を
でに掲げるものを除く。) 含む。専門的知識を	有する
者等を構成員とする	懇談会
その他の会合に関す	るもの
を除く。)	
22 文書の管理等 文書の管理等 廃棄	
に関する事項	
23 国会の委員会か 資料要求等に関する経緯(1の項から 廃棄	
らの資料要求等 22 の項までに掲げるものを除く。)	
に関する事項	
│24 │法令等の規定│法令等所管行政機関の長への報告│廃棄	
24 法令等の規定 法令等所管行政機関の長への報告 廃棄 の運用に関す 等(1の項から23の項までに掲げ	

25	内閣の庶務に	内閣の庶務に関する重要な経緯	以下について移管
	関する事項	(1の項から 24 の項までに掲げ	▪閣議書
		るものを除く。)	・閣議及び閣僚懇談会の議
			事録
			- 公布等裁可書(御署名原
			本)
			• 内閣総理大臣、内閣官房
			長官及び内閣官房副長官
			の官印その他の公印の保
			管に関する文書
			・国有財産法(昭和23年法
			律第 73 号) 第 32 条に規
			定する台帳
			・総理大臣官邸の管理運営
			(施設に関するものに限
			る)に関する文書で重要
			なもの
			・各種調査等に関する文書
26	調査又は研究	情報の収集調査(1の項から25	廃棄
	に関する事項	の項までに掲げるものを除く。)	

注

- ①「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管すること とする。
- ②「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌 O 1 5 7 対策、中央省 庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、気候変動に関する京都会議関連 施策、サッカーワールドカップ日韓共催等

- ③移管については、当該業務を主管する部局の文書管理者において行うものとする。
 - (2) 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

業務	歴史公文書等の具体例
内閣官房において実施・運用し	・基本計画

ている制度(例:政策評価、情	・年間実績報告書等
報公開、予算・決算、補助金等、	・施行状況調査・実態状況調査
機構・定員、人事管理、統計等)	・意見・勧告
について、制度を所管する部局	・その他これらに準ずるもの
による当該制度の運用状況の把	
握等の業務	
国際会議	・国際機関(IMF, ILO, WHO等)に関する会議、又は
	閣僚が出席した会議等のうち重要な国際的意思決
	定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会
	議の結果等に関する文書
国際協力・国際交流	・政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計
	画、実施及び評価に関する文書
	・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
統計調査	・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書
	・一般統計調査の調査報告書
その他	・年次報告書
	- 広報資料
	・大臣記者会見録
	・大臣等の事務引継書

- 注 移管については、当該業務を主管する部局の文書管理者において行うものとする。
- (3) 昭和27年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得された文書であり、1の【I】【Ⅲ】【Ⅳ】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。
- (4) 上記に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、文書管理者において個別に判断するものとする。